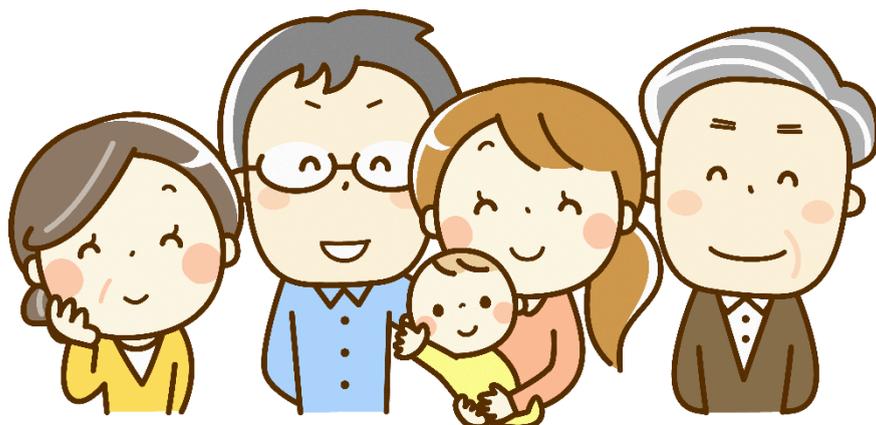


札幌市特定粉じん排出等作業における アスベスト飛散防止対策マニュアル (事業者向け)



令和8（2026）年3月
札幌市環境局



本マニュアル、様式例などは以下の札幌市ホームページからダウンロードできます。
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html

はじめに

アスベストは、絶縁性や耐熱性などの物理化学的特長を有することから、様々な工業用原料や建築物等の建築材料に使用されてきました。

日本では1960年（昭和35年）代から使われ始め、1970年（昭和45年）頃から1990年（平成2年）にかけては、最も多くのアスベストが建材として鉄骨や天井等に使用されました。札幌でも同様に使用され、当時に建設された建築物等が築後30年以上経過していることから、今後これらの老朽化による解体工事が増加することが予想されています。

アスベストの繊維はとても軽くて空気中に舞い上がりやすく、これを吸い込むことにより長い潜伏期間を経て、中皮腫や肺がん等を発病することが知られています。このため、アスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事時には、アスベストの大気環境中への飛散防止対策を徹底して行わなければなりません。

本マニュアルは、アスベスト除去等工事（特定粉じん排出等作業）を実施するにあたって特に注意すべき事項をまとめたものです。

なお、当該作業の方法等を全て網羅しているわけではありませんので、実際に作業を実施するにあたっては、本マニュアル内で紹介する各種テキストやマニュアル等を参照するようお願いします。

令和8年3月
札幌市

直近の改定内容

時期	内容
平成18年9月	●初版
令和3年4月	●令和3年4月に施行された改正大気汚染防止法の内容を反映しました。 ●全体の体裁を整理しました。
令和4年4月	●事前調査結果の札幌市への報告方法を追記しました。 ●各種様式の作成例と記載例を更新しました。 ●軽微な文言修正を行いました。
令和7年8月	●令和8年1月1日に施行される大気汚染防止法施行規則等及び設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和2年10月環境省告示第76号）の一部改正を反映しました。 ●軽微な文言修正を行いました。
令和8年3月	●令和8年1月に施行された工作物の資格者による事前調査の義務化に係る部分を反映しました。

目次

1	基本知識	
	1.1 法令等の用語	1
	1.2 建築物と工作物の区分について	2
	1.3 アスベスト含有建材の区分と使用箇所	4
2	解体等工事を行うときの規制の概要	
	2.1 関係法令等	10
	2.2 解体等工事の流れ	12
3	事前調査	
	3.1 事前調査の方法	14
	3.2 事前調査に必要な資格	18
	3.3 事前調査に関する記録	22
	3.4 事前調査結果の発注者への説明	27
	3.5 事前調査結果の札幌市への報告	32
	3.6 事前調査結果等の掲示	38
4	作業計画の作成、実施の届出	
	4.1 作業計画の作成	42
	4.2 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出	45
	4.3 下請負人への説明等	50
5	除去等の方法・作業基準	
	5.1 飛散防止策の遵守	51
	5.2 作業状況の記録	52
	5.3 レベル1～2建材の除去（作業場を負圧隔離する方法）	57
	5.4 レベル1～2建材の除去（グローブバッグ工法）	74
	5.5 レベル1～2建材の封じ込め・囲い込み	76
	5.6 レベル3建材（アスベスト含有成形板等）の除去	77
	5.7 レベル3建材（アスベスト含有仕上塗材）の除去	80
6	産業廃棄物の搬出	
	6.1 廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の搬出	83
	6.2 札幌市山口処理場への廃石綿等の搬入	84
7	作業結果の記録・報告、完了の届出	
	7.1 作業結果の記録	85
	7.2 作業結果の発注者への報告	86
	7.3 特定粉じん排出等作業完了届の提出	89
8	事故等への対応	93
	付録1) 参考資料等	
	付録2) 関係法令等	

1

基本知識

1.1 法令等の用語

関係規程：法第2条第8項・第11～12項、第18条の14、第18条の15第1項・第4項、第18条の16第2項、第18条の17第1項 / 法施行規則第16条の4、別表第7 / 施行通知 / 国マニュアル「3.1～3.3 / 工作物事前調査者テキスト

本マニュアルでは特に断りがない場合、各用語の意味は次表のとおりです。なお、法令等で「石綿」、「特定粉じん」と記載されている用語のうち、読み替えても支障がないものについては、本マニュアルでは「アスベスト」と表記しています。

用語	意味
法	大気汚染防止法
法施行令	大気汚染防止法施行令
法施行規則	大気汚染防止法施行規則
施行通知	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（環境省水・大気環境局長通知） 令和2年11月30日付 環水大大発第2011301号 令和5年6月23日付 環水大大発第2306231号
国マニュアル	 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚生労働省・環境省)（令和8年2月改正） https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
工作物事前調査者テキスト	 工作物石綿事前調査者講習標準テキスト（令和7年11月改訂） https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/
条例	札幌市生活環境の確保に関する条例
条例施行規則	札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則
特定粉じん	アスベスト（石綿）
建築物等	建築物その他の工作物
解体等工事	建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を行う建設工事
特定建築材料	アスベストを含有する全ての建築材料
特定粉じん排出等作業	特定建築材料（アスベスト含有建材）が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業のうち、作業場所からアスベストを排出等させる作業
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの
除去等	除去、囲い込み、又は封じ込め作業
作業場	特定建築材料の除去等を行う場所
元請業者	発注者から直接解体等工事を請け負った者
自主施工者	解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者
下請負人	特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。）を元請業者から請け負った者（数次の請負契約の場合は、後次の全ての請負人を含む。）

1.2 建築物と工作物の区分について

関係規程：施行通知 / 国マニュアル「3.2」 / 工作物事前調査者テキスト

アスベストの事前調査を行う際、まず解体等工事の対象が「建築物」なのか、「工作物」なのかを正しく区分することが、非常に重要です。

この区分を誤ると、必要な有資格者による調査が行われないことによる法令違反や、不適切な調査による石綿の飛散・ばく露事故につながるおそれがあります。そのため、解体等工事の対象がどちらに該当するかを正確に判断できるようにしましょう。

■ 建築物と工作物の定義

建築物	全ての建築物をいい、 <u>建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む</u>
工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう。 例) 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等

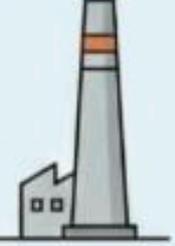
🔍 混同しやすい「建築物」と「工作物」

建物内に設置される設備や配管類は、建築設備（建築物の一部）と工作物が最も混同されやすい箇所です。特に混同しやすい設備について、以下の表や次ページのイメージ図で確認してください。

設備	建築物に該当する（建築設備）	工作物に該当する
配管	建築設備としての配管 (給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等。)	生産・輸送設備としての配管 (プラント配管、高圧配管、下水管、農業用パイプライン等。)
ボイラー	<u>労働安全衛生法の適用外のもの</u> ※ (内部の圧力が大気圧を超えないもの。 無圧式温水器や一般家庭用の給湯器等。)	<u>労働安全衛生法施行令で規定されるもの</u> ※ (一定の能力・大きさ以上のボイラー、 第一種圧力容器等。)
煙突	建築物の排煙設備 (ビルに直接設置されている。)	独立した工作物としての煙突 (独立して地面に設置されている。)
電気設備	<u>一般用電気工作物</u> ※ (一般家庭の受電設備等。)	<u>事業用電気工作物</u> ※ (工場・ビル等の高圧受電設備、非常用 発電機等)

※ 法令で定められた「一定以上の規模・能力がある等の要件を満たすもの」は工作物（特定工作物）として扱われます。詳しくは3. 2「事前調査に必要な資格」（18～21ページ）をご確認ください。

🔍 建築物（建築設備）と工作物のイメージ図

建築物	工作物
<p>配管：生活用か、生産・輸送用か</p>  <p>給排水・空調などは「建築物」</p>	<p>プラントや高圧配管などは「工作物」</p> 
<p>ボイラー：家庭用か、一定規模以上か</p>  <p>無圧式や家庭用は「建築物」</p>	<p>法令で規定される一定規模以上の高圧ボイラーは「工作物」</p> 
<p>煙突：建物付帯か、独立しているか</p>  <p>ビルに直接設置された排煙設備は「建築物」</p>	<p>地面から独立して立つものは「工作物」</p> 
<p>電気設備：一般用か、事業・高圧用か</p>  <p>一般住宅等の受電設備は「建築物」</p>	<p>工場の高圧受電や非常用発電機は「工作物」</p> 

1.3 アスベスト含有建材の区分と使用箇所

関係規程：法第2条第11項、第18条の17第1項 / 法施行令第3条の3、第10条の2 / 施行通知 / 国マニュアル「2.2.2」 / 工作物事前調査者テキスト

アスベスト含有建材は、アスベスト繊維の発じん性の違い等により次表のとおり区分されています。

解体等工事する建築物等にどの区分のアスベスト含有建材が使用されているかによって遵守すべき規定が変わってくるため、建材の区分を把握することは非常に重要です。

また、それぞれの使用箇所について、次ページ以降の図、写真等で確認しましょう。

発じん性 (レベル※1)	大気汚染防止法の区分	アスベスト含有建材の例
著しく高い (レベル1)	吹付け石綿	吹付けアスベスト
		乾式吹付けロックウール
		半乾式吹付けロックウール
		湿式吹付けロックウール
		軽量塗材（吹付けバーミキュライト(ひる石)）※2
		軽量塗材（吹付けパーライト）※2
高い (レベル2)	石綿含有断熱材	煙突用断熱材 屋根用折板断熱材
	石綿含有保温材	配管等保温材
	石綿含有耐火被覆材	けい酸カルシウム板第2種
比較的低い (レベル3)	石綿含有成型板等	けい酸カルシウム板第1種
		建築用下地調整塗材
		ビニル床タイル
		スレート波板
比較的低い (レベル3)	石綿含有仕上塗材	薄塗材C（セメントリシン）
		内装薄塗材E（じゅらく）
		厚塗材C（セメントスタッコ）

※1 レベルは、法令等で定義されたものではありませんが、一般的に広く認知されています。

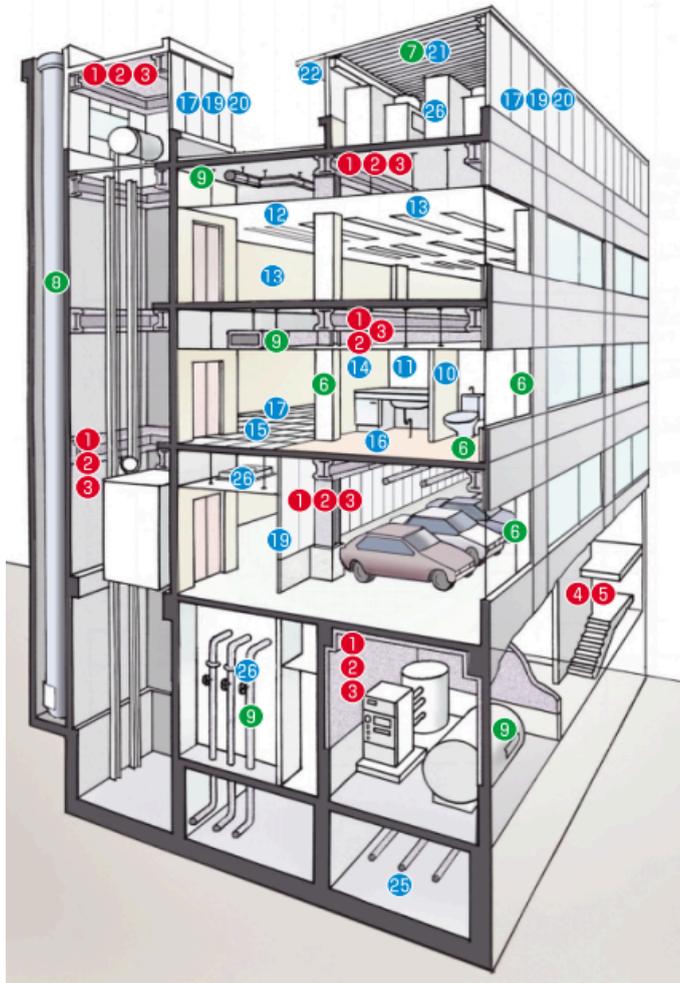
※2 軽量塗材のアスベスト含有吹付けパーライトとアスベスト含有吹付けバーミキュライト（ひる石）については、「吹付け石綿（レベル1建材）」として扱うこととされています。

アスベスト含有建材の種類については、以下の資料も参考になります。

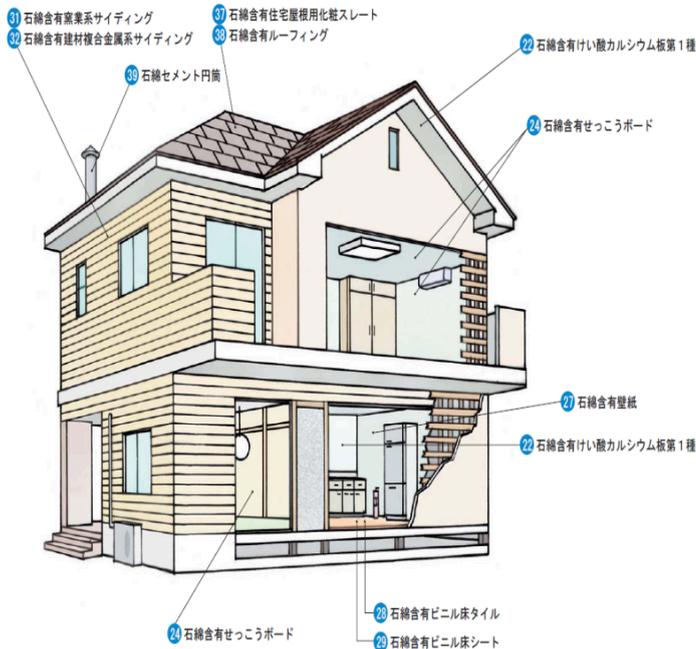


「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

■使用箇所例（「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省）より）



レベル1	1 吹付け石綿	
	2 石綿含有吹付けロックウール	
	3 湿式石綿含有吹付け材	
	4 石綿含有吹付けパーミキュライト	
	5 石綿含有吹付けパーライト	
レベル2	6 石綿含有けいそう土保温材	
	7 石綿含有けい酸カルシウム保温材	
	8 石綿含有パーミキュライト保温材	
	9 石綿含有パーライト保温材	
	10 石綿保温材	
	11 石綿含有けい酸カルシウム板第2種	
	12 石綿含有耐火被覆板	
	13 屋根用折板石綿含有断熱材	
	14 煙突用石綿含有断熱材	
	レベル3	15~19 石綿含有スレートボード
20 石綿含有スラグせっこう板		
21 石綿含有バルブセメント板		
22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種		
23 石綿含有ロックウール吸音天井板		
24 石綿含有せっこうボード		
25 石綿含有パーライト板		
26 石綿含有その他パネル・ボード		
27 石綿含有壁紙		
28 石綿含有ビニル床タイル		
29 石綿含有ビニル床シート		
30 石綿含有ソフト巾木		
31 石綿含有窯業系サイディング		
32 石綿含有建材複合金属系サイディング		
33 石綿含有押出成形セメント板		
34~36 石綿含有スレート波板		
37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート		
38 石綿含有ルーフィング		
39 石綿セメント円筒		
40 石綿セメント管		
※その他、外壁などに石綿含有仕上塗材や石綿含有下地調整塗材が使用されている場合もあります。		



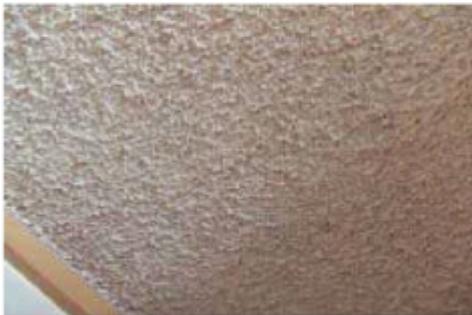
レベル1 建材の例（「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省）より）



吹付けアスベスト（梁）



アスベスト含有吹付けロックウール（天井）



アスベスト含有吹付けパーミキュライト（天井）



アスベスト含有吹付けパーライト（天井）

レベル2 建材の例（「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省）より）



アスベスト含有配管保温材（配管）



アスベスト含有けい酸カルシウム板第2種（梁）



アスベスト含有屋根用折板断熱材（天井）



アスベスト含有煙突用断熱材（煙突）

レベル3建材の例（「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省）より）



アスベスト含有石膏ボード（天井）



アスベスト含有ロックウール吸音板（天井）



アスベスト含有ビニル床タイル（床）



アスベスト含有ビニル床シート（床）



アスベスト含有窯業系サイディング（外壁）



アスベスト含有けい酸カルシウム板第1種（軒天）



アスベスト含有スレート波板（屋根）

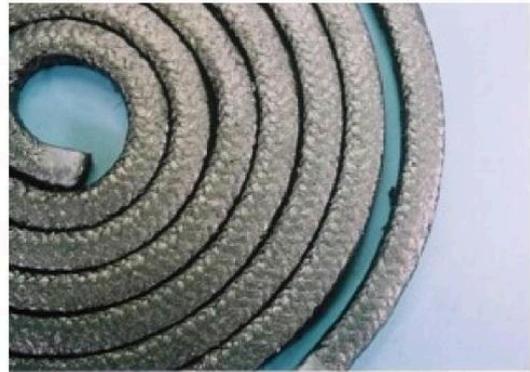


アスベスト含有住宅屋根用化粧用スレート（屋根）

レベル3 建材の例 (「工作物事前調査者テキスト (令和7年11月改訂)」 (厚生労働省) より)

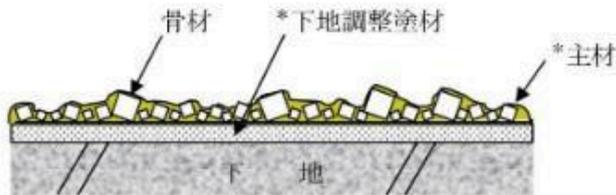


織布ガスケット

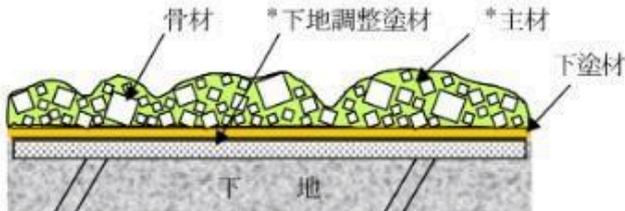


グラウンドパッキン (編組パッキン)

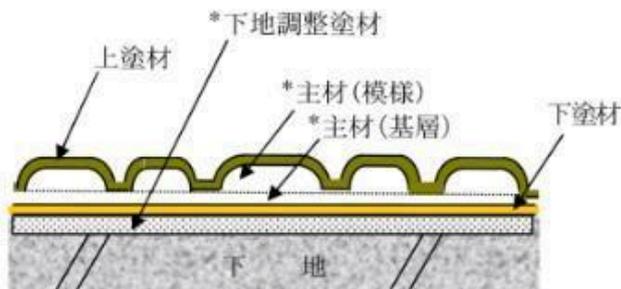
<薄付け仕上塗材：砂壁状模様の例>



<厚付け仕上塗材 (上塗材なし)：吹放し模様の例>



<複層仕上塗材：凸部処理模様の例>



*アスベスト含有の可能性があるのは、主材、下地調整塗材です。

建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん
飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人 建築研究会)より

2

解体等工事を行うときの規制の概要

2.1 関係法令等

建築物等の解体等工事を行う場合、大気汚染防止法等の関係法令等に基づき、適切に届出や作業等を行ってください。解体等工事を行うときのアスベスト関係の主な法令等は以下のとおりです。

本マニュアルでは、特に断りがない場合、大気汚染防止法、札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく取扱いについて解説しています。その他の関係法令については、担当部署にご確認ください。

●大気汚染防止法、札幌市生活環境の確保に関する条例

法令の目的	●建築物等の解体、改造・補修作業時におけるアスベストの大気中への飛散防止
規制対象	●全てのアスベスト含有建材
アスベスト関係の届出等	●事前調査結果 →着工前までを目安に札幌市及び労働基準監督署に報告 ●特定粉じん排出等作業実施届出書（レベル1～2建材のみ） →特定粉じん排出等作業を開始する日の14日前までに提出 ●特定粉じん排出等完了届（レベル1～2建材のみ） →特定粉じん排出等作業が完了した日から60日以内に提出
相談窓口	●札幌市環境局環境対策課 札幌市役所本庁舎12階 電話：011-211-2882 メールアドレス： kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

法令の目的	●解体作業時に発生する廃棄物の適正な処理
規制対象	●解体作業時に発生した廃石綿等、石綿含有産業廃棄物
アスベスト関係の届出等	●特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書 →設置又は変更した日から30日以内に提出
相談窓口	●札幌市環境局事業廃棄物課 札幌市役所本庁舎13階 電話：011-211-2927

●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

法令の目的	●特定の建設資材について、その分別等及び再資源化等を促進
規制対象	●特定建設資材に付着した吹付けアスベスト、その他のアスベスト含有建材
アスベスト関係の届出等	●建設リサイクル法の届出書、再資源化に関する計画書（面積等要件あり） →工事に着手する日の7日前までに提出
相談窓口	●札幌市都市局建築安全推進課 札幌市役所本庁舎2階 電話：011-211-2867

● 建築基準法

法令の目的	● 建築物に係る最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産を保護
規制対象	● 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等、飛散のおそれのあるもの
相談窓口	● 札幌市都市局建築確認課 札幌市役所本庁舎2階 電話：011-211-2846

● 労働安全衛生法・石綿障害予防規則

法令の目的	● 労働・作業環境の保全
規制対象	● 全てのアスベスト含有建材
アスベスト関係の届出等	● 作業計画届出（解体等の作業届出） ● 事前調査結果 → 着工前までを目安に札幌市及び労働基準監督署に報告
相談窓口	● 労働基準監督署 ^{※1}

※1 工事が行われる市内の区域により、2か所の労働基準監督署が対応しています。

名称	所在地・連絡先	札幌市内管轄区域
札幌中央 労働基準監督署 安全衛生課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎7F TEL 011-737-1192（代表）	中央区・北区・南区 ・西区・手稲区
札幌東 労働基準監督署 安全衛生課	札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 TEL 011-894-2816（代表）	東区・白石区・厚別区 ・豊平区・清田区

各法令等について不明な点があれば、必ず事前に各相談窓口へ相談し、法令等に違反した作業を行わないよう注意してください。



2.2 解体等工事の流れ

建築物等の解体等工事を行う場合は、アスベスト含有建材の有無の事前調査、発注者への説明、届出書の提出など、遵守すべきことがあります。

以下に解体等工事の流れの概要を示していますので、工事に着手する前に、必要な作業や手続きをご確認ください。

必要な作業や手続き		対象となる建材			
事前調査	 3.1～3.2 事前調査 (14ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	↓				
	 3.3 事前調査に関する記録 (22ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	↓				
	 3.4 事前調査結果の発注者への説明 (27ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
↓					
	 3.5 事前調査結果の札幌市への報告 (32ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
↓					
作業計画・準備	 4.1 作業計画の作成 (42ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	↓				
	 4.2 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出 (45ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
↓					
	 4.3 下請負人への説明等 (50ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
↓					

作業実施	 3.6 事前調査結果等の掲示 (38ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 5.1～5.7 除去等作業 (51ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 6.1～6.2 産業廃棄物の搬出等 (83ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
作業結果の記録・報告	 7.1 作業結果の記録 (85ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 7.2 作業結果の発注者への報告 (86ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし
	 7.3 特定粉じん排出等作業完了届 の提出 (89ページ)	レベル 1 建材	レベル 2 建材	レベル 3 建材	アスベスト なし

補足

以下の作業は、建築物等の解体等作業には該当しないため、大気汚染防止法上の規制は適用されません（令和2年11月30日付施行通知）。

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等のアスベスト等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、アスベストが飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、アスベスト等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- 国土交通省、経済産業省、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果からアスベストが使用されていないことが確認された工作物の解体・改修の作業

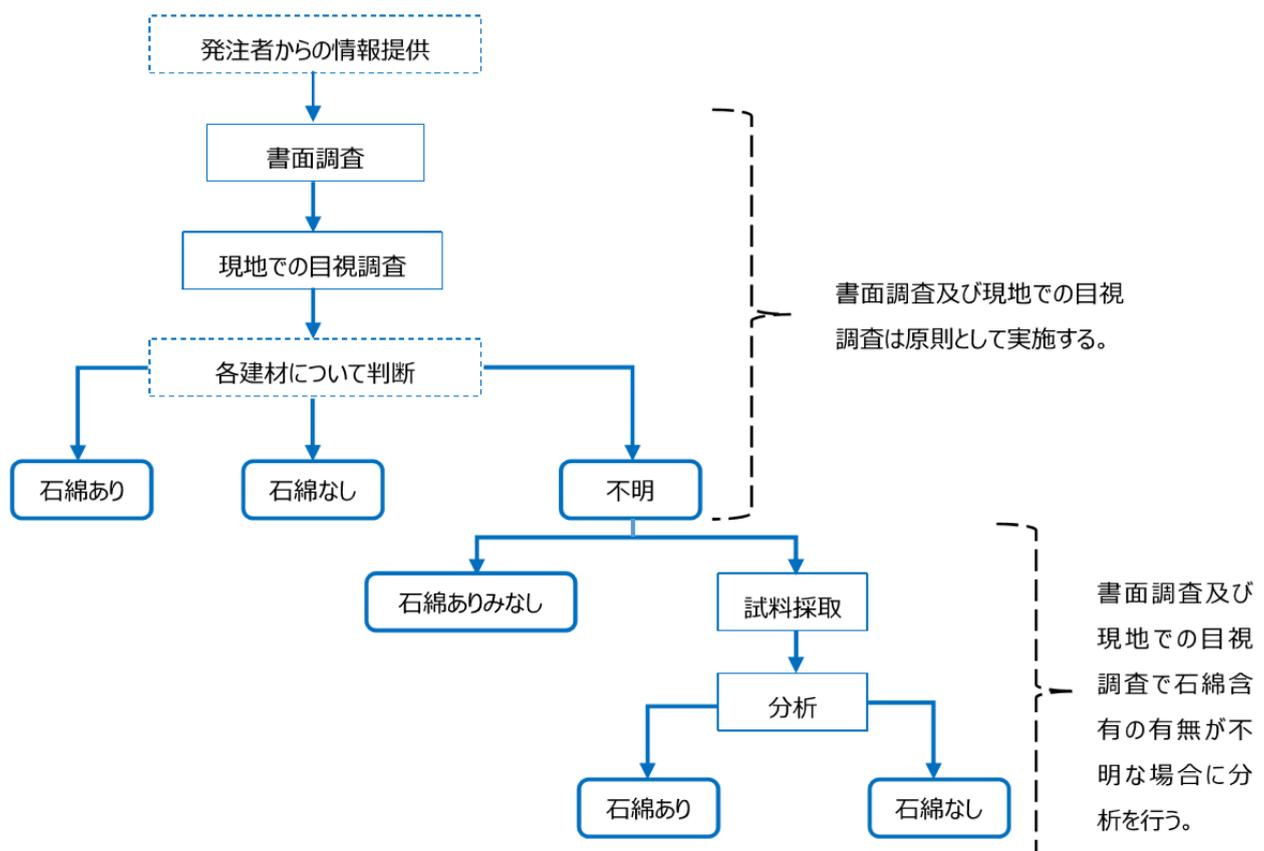
3 事前調査

3.1 事前調査の方法

関係規程：法第18条の15第1項～第2項 / 法施行規則第16条の5 /
国マニュアル「2.2.5」、「2.2.6.(1)」、「4.3.1～3」、「4.3.8」、「付録I」

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、解体等工事を行う前に、作業対象の建築物等にアスベストが0.1重量%を超えて含有しているかを以下のフローで調査する必要があります。

また、発注者は、事前調査に要する費用を適正に負担する等、元請業者の調査に協力しなければなりません。



国マニュアルより

事前調査の方法等については、建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習標準テキストも参考になります。



建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習（厚生労働省）
（ページ下部に標準テキストのダウンロードリンクが掲載されています。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

● 書面調査・目視調査

竣工年や商品名等^{※1}からアスベスト含有建材を洗い出し、現場での目視や製造元への問い合わせによりアスベスト含有建材の有無を判定します。

しかし、実際には、設計図書に記載されていない建材や目視では判断が難しい建材が使用されている場合があるため、そのような場合は、「分析調査」か「みなし判定」を行う必要があります。



- ※1 アスベスト含有建材の参考情報として、国土交通省と経済産業省が「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を公表しています。ただし、データベースにはすべてのアスベスト含有建材が掲載されているものではないため、データベースに存在しないことをもって、その建材がアスベストを含有していないことの証明にならないことに注意が必要です。



石綿（アスベスト）含有建材データベース
（国土交通省・経済産業省）
<https://www.asbestos-database.jp/>

● 分析調査

調査対象の建材を採取し、専門の分析機関^{※2、※3}でアスベスト含有を判定します。できるだけ、「3.2 調査者の資格」の資格者ととともに試料採取から分析までの一連の作業を分析機関に行わせることが望ましいです。

なお、事前調査のために建築物等から少量の建材を採取するだけであれば、建築物等の解体等作業には該当しませんが、大気へのアスベストの飛散を防止するよう十分に配慮してください。



- ※2 分析機関の事業者で構成された以下の関係団体があります。
- 北海道環境計量証明事業協議会（一般財団法人北海道環境科学技術センター内）
電話：011-758-1161
 - 一般社団法人日本環境測定分析協会北海道支部（株式会社福田水文センター内）
電話：011-736-2371
- ※3 石綿障害予防規則に基づき、分析調査は厚生労働大臣が定める者等が行う必要があります（厚生労働省告示第277号）（詳細は労働基準監督署へ確認ください）。

● みなし判定

アスベストが含有しているか不明な建材については、「アスベストが含有しているとみなす」必要があります（「含有していないとみなす」ことはできません）。

調査対象の建材が膨大にある場合は、分析や飛散防止対策に係る費用等を総合的に考慮し、分析等せずに「アスベストが含有しているとみなす」判定もあり得ます。



アスベストの使用が禁止されていた建築物等

以下の建築物等にはアスベストの使用が禁止されていたことから、設計図書その他の書面でこれらに該当することが明らかになった場合は、それ以上の調査は不要です。

- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等（以下を除く。）
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）であって、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成23年3月1日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

⚠ 注意！

●事前調査の責任

事前調査は元請業者（又は自主施工者）が自らの責任で行わなければなりません。仮に発注者が過去の調査結果の記録を保有していたとしても、その記録を踏まえて現場を確認するなど、元請業者（又は自主施工者）が改めて解体等工事する建築物等のアスベスト含有建材の有無を確認してください。

●事前調査の不足

事前調査の不足により当初想定していなかったアスベスト含有建材が工事中に発見され、アスベストを大気中に飛散させた場合（疑いを含む）は、直ちに札幌市環境局環境対策課等の関係機関へ連絡してください。状況によっては、工事の停止、作業場の隔離養生、特定粉じん濃度測定等の実施を求める場合があります。なお、レベル1～2建材の場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要です。

●事前調査が困難な箇所

事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とともにその理由をあわせて調査結果に記載してください。

よくある質問 (Q&A)

【Q1】

事前調査の対象となる建材は何か。着工時期や商品名等からアスベストが含まれていないことが明らかな建材については、事前調査の対象外でよいか。

【A1】

原則、全ての建材が調査対象となります。事前調査は対象の建築物等に石綿含有建材が使用されているかどうかを判断する調査です。そのため、着工時期や商品名等からアスベスト非含有と判断することも事前調査の一つとなり、その結果については記録等が必要です。

ただし、「2.2 解体等工事の流れ」の「補足」に該当する作業に係る建材については、事前調査不要です。

【Q2】

書面調査は原則行うこととされているが、書面が残っていないケースはどうしたらよいか。

【A2】

書面が無い場合は書面調査を割愛し、目視調査（必要に応じて分析調査）により判断してください。

【Q3】

書面調査のみで建材のアスベストの含有状況を判断しても問題ないか。

【A3】

書面と実際の施工が異なる場合があるため、書面調査の結果を参考に必ず目視調査を実施してください。

【Q4】

書面調査や目視調査ではアスベストが含有するか判断できなかった場合、必ず分析調査が必要となるか。

【A4】

分析調査は必ずしも実施する必要はありませんが、アスベストが含有しているか不明な建材について、分析調査を実施しない場合は、「アスベストが含有しているとみなす」必要があります。

調査対象の建材が膨大にある場合は、分析や飛散防止対策に係る費用等を総合的に考慮し、分析等せずに「アスベストが含有しているとみなす」判定もあり得ます。

3.2 事前調査に必要な資格

関係規程：法第18条の15第1項 / 法施行規則第16条の5 / 令和2年環境省告示第76号 / 施行通知 / 令和5年環境省告示第47号 / 国マニュアル「2.2.5.(3)」、「4.3.4」

解体・改修工事を行う際のアスベスト事前調査は、以下の区分に応じ、環境大臣が定めた資格者に行わせる必要があります。

工事対象	環境大臣が定めた資格者 (令和2年環境省告示第76号、令和5年環境省告示第47号、令和2年11月30日付施行通知、令和5年6月23日付施行通知)
建築物	①建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部のみ可能） ②令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
工作物	③工作物石綿事前調査者講習を修了した者等※ <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者 ※ 工作物の種類（特定工作物等）によって必要な資格要件が異なります。必ず次ページのイメージ図を確認してください。

⚠️ 【重要】

事前調査に必要な資格は、工事対象によって細かく定められています。特に工作物については、環境大臣が石綿使用のおそれが多いとして定める「特定工作物」に該当するかどうかで、必要な資格が変わります。詳細は、次ページの「【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図」を参照し、適切な資格者による調査を実施してください。

● 建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習

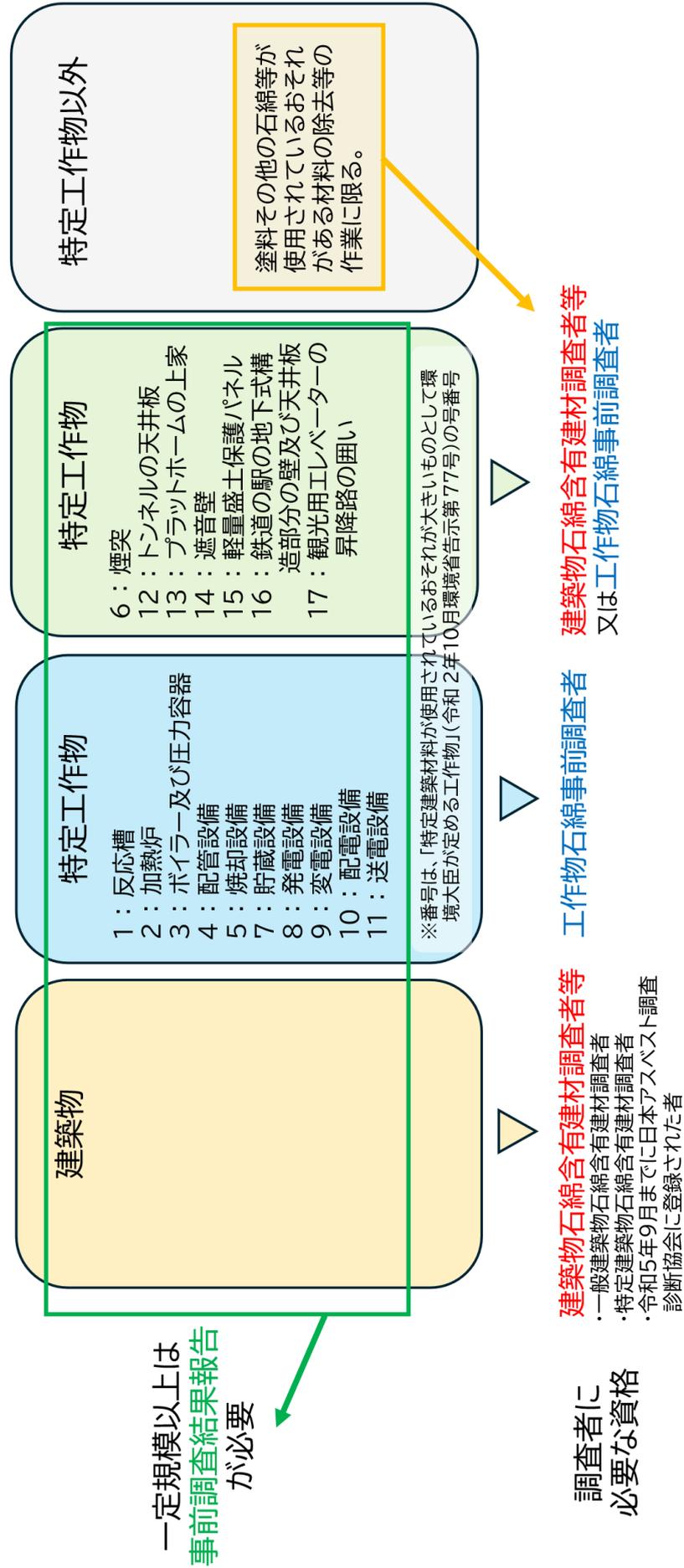
調査者講習を受講したい場合は、以下のホームページに掲載されている講習機関へ直接問い合わせください。



建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

事前調査はすべてにおいて必要



🔍 すべてのボイラーが「特定工作物」に該当するのか？

「特定工作物」として扱われるのは、以下の法令で定められた規模等の要件を満たす設備に限られます。これらに該当しない設備等は、その種類や設置状況により「建築設備（建築物の一部）」または「その他の工作物」として扱われます。

以下の例以外にも、細かく定められていますので、詳しくは工作物事前調査者テキストをご確認ください。

特定工作物	定義
ボイラー・圧力容器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法施行令第1条第3号で規定するボイラー ・ 同条第4号で規定する小型ボイラー ・ 同条第5号で規定する第一種圧力容器 ・ 同条第6号で規定する小型圧力容器 ・ 同条第7号で規定する第二種圧力容器 ・ 同施行令第13条第3項第25号で規定する簡易ボイラー ・ 同条第26号・第27号で規定する容器に該当するもの
発電・変電・配電・送電設備	<p>電気事業法第38条第2項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。</p> <p>なお、電気事業法第38条第1項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。</p>
貯蔵設備	<p>消防法第2条で規定する危険物、高圧ガス保安法第2条で規定する高圧ガス又は高圧ガス保安法第3条で規定する高圧ガス保安法の適用外となっている高圧ガスを貯蔵するものが含まれ、穀物を貯蔵するための設備は除かれる。</p>
工作物事前調査者テキスト	<p>石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省） https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/</p> 

よくある質問 (Q&A)

【Q1】

建築物においては令和5年10月1日から、工作物においては令和8年1月1日から、有資格者による調査が義務化されています。これらの制度施行前に石綿含有建材かどうかの事前調査が行われていた場合でも、制度施行後に工事に着手する際には、改めて環境大臣が定めた資格者による事前調査を行う必要がありますか。

【A1】

原則、そのとおりです。建築物については令和5年10月1日以降、工作物においては令和8年1月1日以降に開始する解体・改修工事については、過去に事前調査が行われていたとしても、当該調査を資格者が実施していない場合は、改正後の大気汚染防止法に基づく事前調査に相当する調査とはいえ、資格者に改めて事前調査を行わせる必要があります。ただし、資格者が義務付け前に事前調査を行った場合については、必ずしも改めての事前調査を行う必要はありません。

なお、資格者以外のものが過去に行った事前調査結果を、改めて事前調査を行う際に1つの参考資料として活用することは可能です。

【Q2】

資格者による事前調査は元請業者が別会社に委託することは可能か。

また、事前調査結果の記録、説明、報告は資格者により行う必要があるか。

【A2】

事前調査の責任は元請業者（又は自主施工者）にあるため、元請業者等の責任において、事前調査を別会社に委託して行うことは問題ありません。

事前調査は資格者が行う必要がありますが、記録、説明、報告は資格者でなくても構いません。

【Q3】

事前調査を元請業者の責任において外部委託したいが、業者をどのように選定したらよいか。

【A3】

建築物石綿含有建材調査者や、アスベスト調査診断協会に登録された有資格者による事前調査を委託したい場合は、以下にお問い合わせください。

石綿総合情報ポータルに掲載されている認定機関
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



一般社団法人日本アスベスト調査診断協会
<https://www.nada20090620.com/member/>



認定機関等によっては、資格者情報をホームページに掲載している機関もございますので、併せてご確認ください。

3.3 事前調査に関する記録

関係規程：法第18条の15第3～4項 / 法施行規則第16条の8第1～3項 / 国マニュアル「2.2.66(2)」、「4.3.5」

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、事前調査に関する記録を作成・保存するとともに、解体等工事の現場に備え置く必要があります。

保存期間	解体等工事が終了した日から3年間	
記録事項	●解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	※2
	●解体等工事の場所	
	●解体等工事の名称及び概要	
	●事前調査を終了した年月日	
	●事前調査の方法	
	●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日※1	
	●解体等工事に係る建築物等の概要	
	●解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分	
	●事前調査者の氏名（及び調査者の資格を証明する登録証等の写し）	
●分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称		
●解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠		

※1 設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明したガasket又はグラウンドパッキンがある場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、「建築材料を設置した年月日」の記録も必要です。

※2 建築物等の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した場合（「3.1 事前調査の方法」の「アスベストの使用が禁止されていた建築物等」参照）は、これらの事項の記録は不要です。

事前調査に関する記録（例）

解体等工事に係る事前調査記録（記載例）

解体等工事の発注者	住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号 XXX-XXX-XXXX	
解体等工事の名称及び概要	〇〇株式会社社屋解体工事	
解体等工事の場所	札幌市中央区北〇条西〇丁目〇-〇	
事前調査を終了した年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
事前調査の方法	■書面 ■目視 ■分析 □その他 () 備考 ()	
解体等工事に係る建築物等の設置の 工事に着手した年月日	昭和〇年〇〇月〇〇日	
建築材料を設置した年月日	年 月 日 (設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した ガスケット又はグランドパッキンがある場合に、その建築材料について記録する)	
解体等工事に係る建築物等の概要	■建築物 (■耐火 □準耐火 □その他 ()) (□木造 □RC造 ■S造 □その他 ()) □その他工作物	
解体等工事が建築物等を改造し、又 は補修する作業を伴う建設工事に該当 するときは、作業対象の建築物等の部 分（事前調査を行った部分）	■解体工事 作業対象は建築物等の全て □改造・補修工事 作業対象は別紙のとおり	
事前調査の方法	■書面調査 ■現地調査 ■分析調査	
事前調査者	建築物石綿含有建材調査者等 氏名 〇〇 〇〇 工作物石綿事前調査者 氏名 〇〇 〇〇 調査者の資格を有する登録証等の写し：別紙のとおり	
分析 場 合 の 調 査 を し た	分析調査箇所	別紙 のとおり
	分析者	氏名 〇〇 〇〇 所属機関又は法人の名称 〇〇分析株式会社
	必要な知識及び技能を有する分 析者であることを証明する書類の 写し	別紙 のとおり
調査結果・根拠	別紙 のとおり	
建築物等の構造上、確認が困難な材 料及び場所	別紙 のとおり	

備考 1 建築物等の改造・補修対象箇所を示した図面、石綿含有建材の使用箇所と種類を示した図面、分析調査箇所を示した図面、調査結果の関連資料（建材メーカーのアスベスト含有情報、分析結果の報告書、改造・補修記録、現地写真、調査者の資格を有する登録証等の写し、必要な知識及び技能を有する分析者であることを証明する書類の写し等）を添付すること。

2 事前調査に関する記録は、解体工事等が終了した日から3年間保存すること。

令和〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇株式会社 営業部 〇〇 〇〇

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

事前調査結果票

事前調査結果票

作成例

1/1

建築物名称 〇〇株式会社	〇〇株式会社	調査期間 自：〇〇年〇月〇日 至：〇〇年〇月〇日
所在地 札幌市中央区北〇番〇丁目〇番〇号	〇〇年〇月〇日	調査者 氏名：〇〇建設株式会社 氏名：〇〇建設株式会社
設置工事着手 〇〇年〇月〇日	改修 〇〇年〇月〇日	目視調査 氏名：〇〇建設株式会社 氏名：〇〇建設株式会社
竣工 〇〇年〇月〇日	用途 2階建	分析調査 氏名：分析 太郎

No. ※1	階数	部屋名	部位	材名等	調査 の実施 ※2	事前調査の結果		石綿含有率と判別した場合の取扱			石綿含有率材料		添付 資料 番号 ※4	備考
						石綿 含有 ※2	石綿 非含有	目視 観察 結果	設計 図書等	分析 結果	製造 年月日 の証明	種類 (レベル) ※3		
1	外部	外壁	外壁	仕上塗材	済	■	→					A01	120	分析結果は別添
		外壁	外壁(欄間)	モルタル	済	■	→					A01	120	分析結果は別添
		軒天	軒天	スレート板	済	■	→					A01	20	分析結果は別添
		屋根	屋根	トタン	済	■	→					A01	20	分析結果は別添
		煙突	煙突	レンガ	済	■	→							
		煙突	煙突	セメント珪石	済	■	→						5	
2	1	玄関	床	磁器タイル	済									
		壁	壁	石膏ボード(+壁紙)	済									
		天井	天井	石膏ボード(+壁紙)	済									
2	1	廊下、居間	床	木	済									
		壁	壁	石膏ボード(+壁紙)	済									
		天井	天井	石膏ボード(+壁紙)	済									
2	1	台所、洗面所、トイレ	床	ビニル床シート	済								10	
		壁	壁(コンクリート)	磁器タイル	済									
		天井	天井	石膏ボード(+壁紙)	済									
3	2	子ども部屋×2	床	木	済									
		壁	壁	石膏ボード(+壁紙)	済									
		天井	天井	石膏ボード(+壁紙)	済									

※1 別紙の詳細図を添付し、No.と一致することを確認し、No.と一致しない箇所は、その詳細を本表下部の欄に記載すること。
 ※2 調査できなかった箇所は、その詳細を本表下部の欄に記載すること。
 ※3 レベル1、レベル2建材の除去等作業を行う場合、当該作業開始の14日前までに指定羽生入排出等作業実施届出書を発注者が札幌市へ提出すること。
 ※4 分析を兼ねた場合、分析結果を添付すること。

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

事前調査結果票 別紙 詳細図

事前調査結果票 別紙 詳細図

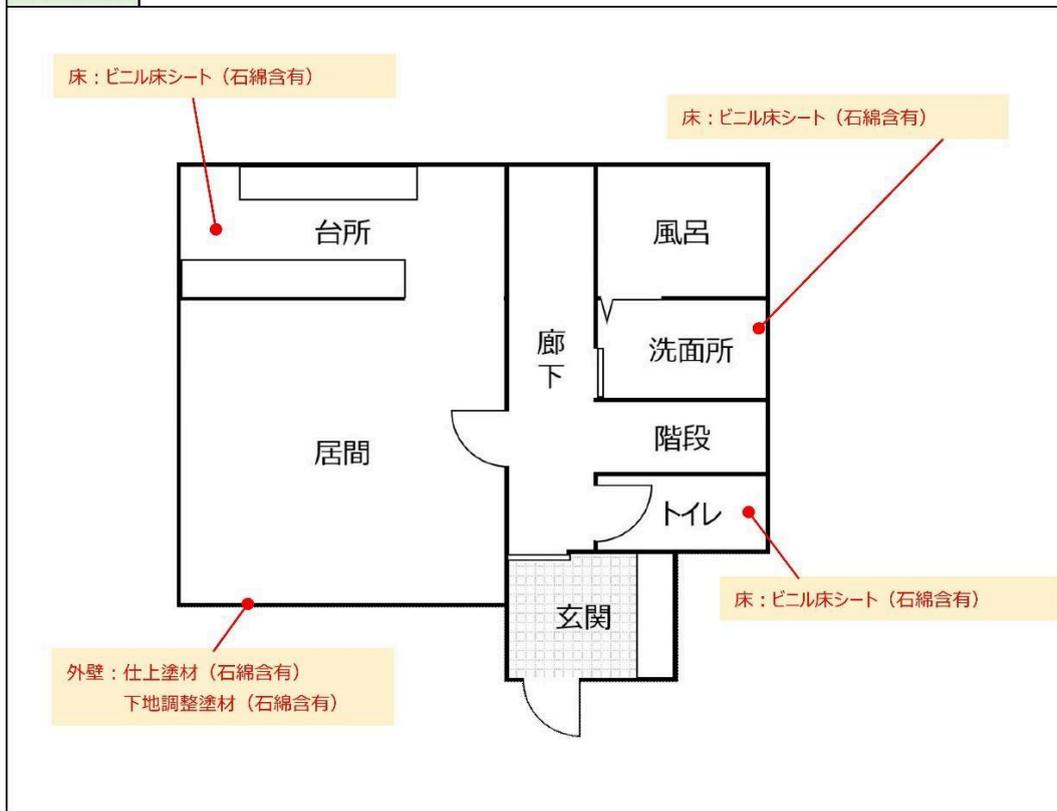
作成例

資料番号	2
------	---

建築物名称	〇〇様邸住宅		
階数	1	部屋名	玄関、廊下、居間、台所、トイレ

石綿含有 建築材料	<input type="checkbox"/> レベル1建材		劣化度	
	<input type="checkbox"/> レベル2建材			
	<input checked="" type="checkbox"/> レベル3建材	仕上塗材、下地調整塗材、ビニル床シート		
備考				

図面



写真等



※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

その他、次の資料などを添付します。

- 建築物等の改造・補修対象箇所を示した図面
- 調査者の資格を有する登録証等の写し
- 関連資料（分析結果の報告書、分析者の資格を有する登録証等の写し、建材メーカーのアスベスト含有情報、アスベスト含有建材データベースの該当ページ、改造・補修記録 等）

関係書類一式（例）

関連資料（分析結果の報告書、建材メーカーのアスベスト含有情報 等）

調査者の資格を有する登録証等の写し

建築物等の改造・補修箇所を示した図面

事前調査結果票 別紙 詳細図

事前調査結果票

解体等工事に係る事前調査記録

解体等工事の発注者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号	
解体等工事の名称及び概要		
解体等工事の場所		
事前調査を終了した年月日		
事前調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 () 備考 ()	
解体等工事に係る建築物等の設置の 工事に着手した年月日		
建築材料を設置した年月日	年 月 日 (設備の設置の工事着手年月日等から明らかにアスベスト非含有と判明した ガスケット又はグランドパッキンがある場合に、その建築材料について記録する)	
解体等工事に係る建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> R C造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物	
解体等工事が建築物等を改造し、又 は補修する作業を伴う建設工事に該当 するときは、作業対象の建築物等の部 分（事前調査を行った部分）	<input type="checkbox"/> 解体工事 作業対象は建築物等の全て <input type="checkbox"/> 改造・補修工事 作業対象は 別紙 のとおり	
事前調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面調査 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 分析調査	
事前調査者	建築物石綿含有建材調査者等 氏名 工作物石綿事前調査者 氏名 調査者の資格を有する登録証等の写し：別紙 のとおり	
分析 調査 を し た 場 合	分析調査箇所	別紙 のとおり
	分析者	氏名 所属機関又は法人の名称
	必要な知識及び技能を有する分 析者であることを証明する書類の 写し	別紙 のとおり
調査結果及びその判断根拠	別紙 のとおり	
建築物等の構造上、確認が困難な材 料及び場所	別紙 のとおり	

備考 1 建築物等の改造・補修対象箇所を示した図面、石綿含有建材の使用箇所と種類を示した図面、分析調査箇所を示した図面、調査結果の関連資料（建材メーカーのアスベスト含有情報、分析結果の報告書、改造・補修記録、現地写真、調査者の資格を有する登録証等の写し、必要な知識及び技能を有する分析者であることを証明する書類の写し等）を添付すること。
2 事前調査に関する記録は、解体工事等が終了した日から3年間保存すること。

年 月 日 作成者

3.4 事前調査結果の発注者への説明

関係規程：法第18条の15第1項 / 法施行規則第16条の5～第16条の7 / 条例第52条 /
 条例施行規則第29条 / 国マニュアル「2.2.5.(5)」、「4.3.6」

解体等工事の元請業者は、発注者へ事前調査の結果を書面で交付し、調査結果を説明する必要があります。



説明時期	当該工事開始日まで ^{※1} に説明してください。ただし、災害等非常事態により緊急に当該工事を行う場合は速やかに説明してください。
------	--

説明事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル ※2		
	1・2	3	なし
●事前調査の結果（特定工事に該当するか及び根拠）	○	○	○
●事前調査を終了した年月日	○	○	○
●事前調査の方法（書面調査、目視調査、分析調査）	○	○	○
●事前調査者の氏名及び調査者が必要な資格を有することを明らかにする事項（受講した建築物石綿含有建材調査者等の講習実施機関の名称）	○	○	○
●建築物等の部分における特定建築材料の種類並びに使用箇所及び使用面積	○	○	
●特定粉じん排出等の種類	○	○	
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
●特定粉じん排出等作業の方法	○	○	
●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	
●特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	○		
●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○		
●特定粉じん排出等作業の方法が法18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法（作業場を負圧隔離する方法等）により行うものでないときは、その理由	○		
●施工管理組織図	○		
●特定粉じん濃度測定の測定方法及びその測定箇所	○		
●使用機器及び資材の一覧	○		
●特定粉じん等の処理方法	○		

- ※1 届出特定対象工事（レベル1・2建材の除去等作業の工事）であり、特定粉じん排出等作業を当該工事開始日から14日以内に開始する場合は、当該作業開始日の14日前まで。
- ※2 アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について説明が必要となります。

アスベスト事前調査でよくある不適切な事例とその対策

● 調査記録・写真が不十分

具体例	調査時の写真が不鮮明、撮影位置が不明、記録が不十分。
対策	写真は位置・方向・対象が明確になるよう撮影し、図面と照合できるように整理しましょう。記録は電子化しておきましょう。

● 発注者への説明・同意の記録がない。

具体例	調査結果を発注者に説明した記録が残っていない。 （口頭のみでの説明・確認は違反となります）
対策	書面または電磁的記録で説明内容を交付し、署名または確認記録を残しましょう。説明記録書の様式を社内で統一しましょう。

● 発注者への説明内容が不十分であり、十分な理解を得ることができていない。

具体例	専門用語が多い。調査結果の根拠を示していない。
対策	専門用語はかみ砕いて説明しましょう。写真・分析結果・図面を提示し、根拠を明確に説明しましょう。

● 調査結果が現場に伝わっていない。

具体例	調査結果が下請負人等、現場作業員に伝わっておらず、作業基準が遵守されずアスベストの飛散リスクが高まる。
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査結果の共有を「現場単位」で徹底しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業前に現場での説明の実施や朝礼で共有しましょう。 ・ 図面や写真を使って、どの建材が含有しているかを明示しましょう。 2 元請業者から下請負人へ調査結果が確実に伝わるようにしましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の説明と確認を書面にて行いましょう。 ・ 書面やチェックリストで説明の記録を残しましょう。

調査結果の説明文書（例）

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名 様
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

②元請業者 住所
氏名
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)
電話 - -

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	年 月 日		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面調査 <input type="checkbox"/> 目視調査 <input type="checkbox"/> 分析調査 <input type="checkbox"/> その他()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無		
	⑬破壊しないと調査できない場所であつて、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査の揭示	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。

2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名(法人にあつては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名) 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者名(法人にあつては名称並びに説明を行った者の職及び氏名) 年 月 日

※本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

別紙1（アスベスト含有建材がある場合は作成）

別紙1

特定粉じん排出(石綿除去)等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 <input type="checkbox"/> 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項及び5の1項を除く) 0 項 <input type="checkbox"/> 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) <input type="checkbox"/> 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5の項を除く) <input type="checkbox"/> 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、事項を除く) <input type="checkbox"/> 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 <input type="checkbox"/> 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	<input type="checkbox"/> 1 吹付け石綿 (、 m ²) <input type="checkbox"/> 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) <input type="checkbox"/> 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) <input type="checkbox"/> 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) <input type="checkbox"/> 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) <input type="checkbox"/> 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は別紙 のとおり	
④特定粉じん排出等作業の方法	<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> その他()	
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり	
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり	
⑧作業の 掲示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話	
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話	

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)工程を明示した特定工事(特定排出等工事)の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること(作業工程を示す日程表、図面等)。

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

その他、次の資料などを添付します。

- 調査結果の詳細（調査箇所の一覧表・図面等 本マニュアル3.3参照）
- 建築物等の配置図 ● 付近状況
- 作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法等）

また、レベル1～2建材がある場合は上記に加えて以下も添付します。

- 施工管理組織図 ● 特定粉じん濃度測定の測定方法及びその測定箇所
- 使用機器及び資材の一覧 ● 特定粉じん等の処理方法

関係書類一式（例）

別紙 1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様

②元請業者 住所
氏名
（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無		
	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無		
⑬事前調査の届出	⑭設置予定年月日		
	年 月 日		
⑮設置場所		別紙 のとおり	
⑯大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要			

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）

年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。
⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）

年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。